

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 92 号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1京都市西ノ京老人デイサービスセンターの項中「午前9時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後5時15分まで」に改める。

別表第2京都市百々老人デイサービスセンターの項中「日曜日並びに」を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)